

今回選定した各環境影響評価項目の工事の施行中並びに工事の完了後の環境保全のための措置は次のとおりです。

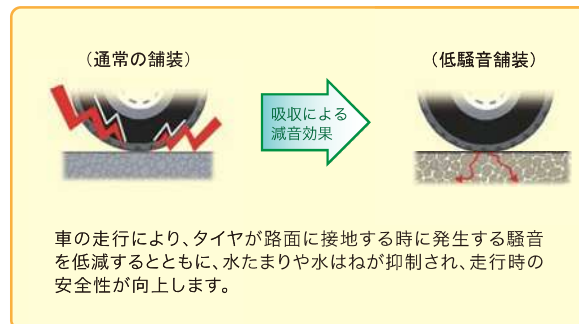
■ 大気汚染

- <工事の施行中> ・排出ガス対策型建設機械を使用します。
 ・工事の平準化を図り、工事用車両や建設機械の極端な集中を避けます。
 ・工事用車両はディーゼル車規制に適合した車を使用します。
 ・工事用車両の車体やタイヤに付着した泥土等は洗浄します。
 ・工事用車両の駐車及び停車においては、原則としてアイドリングストップします。
- <工事の完了後> ・白金台区間【A案】には、車道の両側に植樹帯（中木・低木）又は植樹樹（中木）、白金台区間【B案】には 植樹帯（高木・中木・低木）を設けます。高輪・港南区間の平面構造についても可能な限り車道の両側に植樹帯（高木・中木・低木）又は植樹樹（中木）を設けます。

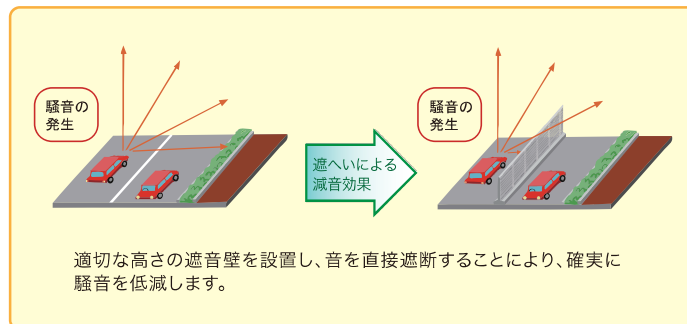
■ 騒音・振動

- <工事の施行中> ・低騒音型・低振動型建設機械を使用します。
 ・必要に応じて仮囲いを設置する等、騒音の低減を図ります。
 ・作業手順・工程の調整を図ることにより、周辺地域の環境保全に努めます。
 ・工事の平準化を図り、工事用車両や建設機械の極端な集中を避けます。
 ・夜間工事を実施する際には、事前に工事実施日や実施時間をお知らせします。
 ・住居に近接して工事を実施する場合には、極力振動の少ない工法を採用する等、環境の保全に努めます。
- <工事の完了後> ・橋梁構造を含め、低騒音舗装を採用し、騒音の低減に努めます。
 ・白金台区間【A案】及び高輪・港南区間の平面構造の一部区間には、中央帯に遮音壁を設置し、騒音の低減を図ります。
 ・白金台区間【A案】には、車道の両側に植樹帯（中木・低木）又は植樹樹（中木）、白金台区間【B案】には植樹帯（高木・中木・低木）を設けます。高輪・港南区間の平面構造についても可能な限り車道の両側に植樹帯（高木・中木・低木）又は植樹樹（中木）を設けます。

低騒音舗装



遮音壁



■ 土壌汚染

- <工事の施行中> ・形質変更時要届出区域で掘削工事を行う場合は、法に基づき適切に対処します。
 ・その他の区域では、工事に先立ち、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく手続・調査を行います。汚染土壌の存在が確認された場合には、拡散防止措置を実施します。

■ 地形・地質

- <工事の施行中> ・急傾斜地斜面及び掘削面の安定のための工法を採用します。
 ・斜面の状態を監視しながら工事を実施します。
- <工事の完了後> ・強固な擁壁等を設置し、計画地内は盛土等により造成します。
 ・擁壁の構築が完了してから一定の期間、目視等により急傾斜地斜面の状況を確認します。

■ 生物・生態系

- <工事の施行中> ・注目される植物等を踏み荒らしたり、誤って抜き取ったりしないように、工事関係者へ周知徹底します。
- <工事の完了後> ・白金台区間【A案】には、車道の両側に植樹帯（中木・低木）又は植樹樹（中木）を設け、周辺の緑との連続性確保に努めます。
 ・白金台区間【B案】には、車道の両側に植樹帯（高木・中木・低木）を設けます。高輪・港南区間の平面構造についても可能な限り車道の両側に植樹帯（高木・中木・低木）又は植樹樹（中木）を設け、周辺の緑との連続性確保に努めます。

■ 日影

- <工事の施行中> ・住宅に近接して仮囲いを設置する場合は、住宅への日影に配慮します。
- <工事の完了後> ・高輪・港南区間の橋梁構造に設置する落下物防止柵は、できるだけ日影の生じにくいものとし、
 ・「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（建設事務次官通知）の日陰時間を上回ることが認められる場合には適切に対処します。

■ 電波障害

- <工事の施行中> ・工事中、使用していないクレーンのブームは、電波到来方向と平行に向ける等、電波障害の発生を極力防止するよう配慮します。
- <工事の完了後> ・新たに電波障害が認められる場合は、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害等に係る費用負担について」（建設事務次官通知）に基づき適切に対処します。
 ・電波障害に関する相談窓口を設置して適切に対応します。

■ 景観

- <工事の完了後> ・平面構造の車道の両側に可能な限り植樹帯・植樹樹を設け、周辺の緑との連続性確保に努めます。
 ・電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努めます。
 ・橋梁構造の色彩等を工夫し、周辺景観との調和に努めます。

■ 史跡・文化財

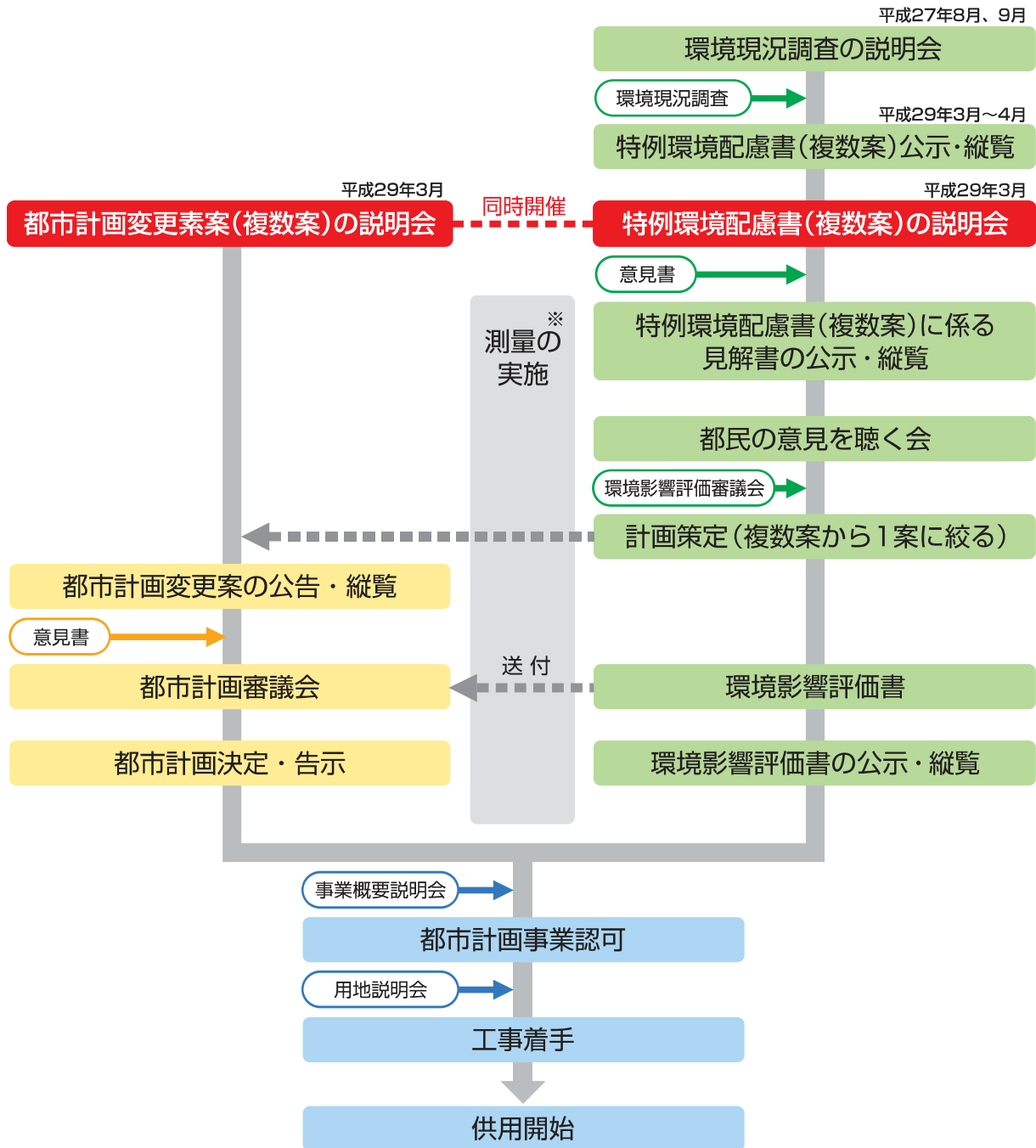
- <工事の施行中> ・埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき適切な措置を講じます。
 ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合も、同様の措置を講じます。

■ 廃棄物

- <工事の施行中> ・廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、東京都建設リサイクル推進計画、東京都建設リサイクルガイドラインなどに従い、極力再資源化、再利用に努めます。
 ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等については、再資源化施設などを活用し、再生品化を図るとともに、再生品の率先した使用、再資源化後の製品の利用状況の確認に努めます。
 ・公園等の樹木は極力移植を検討します。移植に適さない樹木等は、再資源化等に努めます。
 ・舗装路盤材等については、リサイクル材の使用に努めます。
 ・再資源化が困難な廃棄物については、関係法・条例に基づき適正に処理・処分を行います。
 ・建設発生土については、総量の削減に努めるとともに、東京都建設リサイクル推進計画、東京都建設リサイクルガイドラインなどに従い、再利用に努めます。
 ・再利用が困難な建設発生土は、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。

都市計画の流れ

環境影響評価の流れ



お問合せ先

- (都市計画に関すること) 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
〒163-0081 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 22 階南側
TEL 03(5388)3328
- (事業に関すること) 東京都建設局道路建設部計画課
〒163-0081 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 7 階北側
TEL 03(5320)5319

R70

本製品は全成分が再生紙を使用しています。自然由来の再生インクを使用しています。

VEGETABLE OIL INK
植物由来の油を含有したインクを使用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

登録番号 (28) 122
平成 29 年 3 月 発行